

令和6年度「再商品化実施委託単価」・令和5年度「抛出委託単価」 並びに申込にあたっての注意事項等について

1. 令和6年度「再商品化実施委託単価」

各素材別に令和6年度にお支払いいただく際の令和6年度再商品化実施委託単価（税抜）は、以下の通りです。

		令和6年度再商品化 実施委託単価（税抜）		令和5年度再商品化 実施委託単価（税抜）	
		（単位：円/㍓）	（単位：円/kg）	（単位：円/㍓）	（単位：円/kg）
ガラスびん	無色	10,400	10.4	6,000	6.0
	茶色	13,500	13.5	8,200	8.2
	その他の色	21,400	21.4	16,100	16.1
PETボトル		6,500	6.5	14,000	14.0
紙製容器包装		25,000	25.0	23,000	23.0
プラスチック製容器包装		62,000	62.0	58,000	58.0

※算出根拠は「重要資料集」2ページをご参照ください。

2. 令和5年度「抛出委託単価」

各素材別に令和6年7月にお支払いいただく際の令和5年度抛出委託単価（税抜）は、以下の通りです。個々の特定事業者の令和5年度抛出委託料金は、素材ごとに、令和5年度の「再商品化委託申込量」に、下記の「抛出委託単価」を乗じることで算出されます。

令和5年度分の抛出委託料は、令和6年6月末に送付する「再商品化予定委託料金請求書」（以下、「請求書」という。）にて、令和5年度の再商品化委託申込をされた全ての特定事業者に対して請求させていただき、令和6年9月末までに市町村へ抛出されます。新たな申込手続きをしていただく必要はございません。

		令和5年度抛出委託単価（税抜）		令和4年度抛出委託単価（税抜）	
		（単位：円/㍓）	（単位：円/kg）	（単位：円/㍓）	（単位：円/kg）
ガラスびん	無色	0	0	0	0
	茶色	0	0	0	0
	その他の色	0	0	0	0
PETボトル		1,400	1.4	400	0.4
紙製容器包装		0	0	0	0
プラスチック製容器包装		0	0	0	0

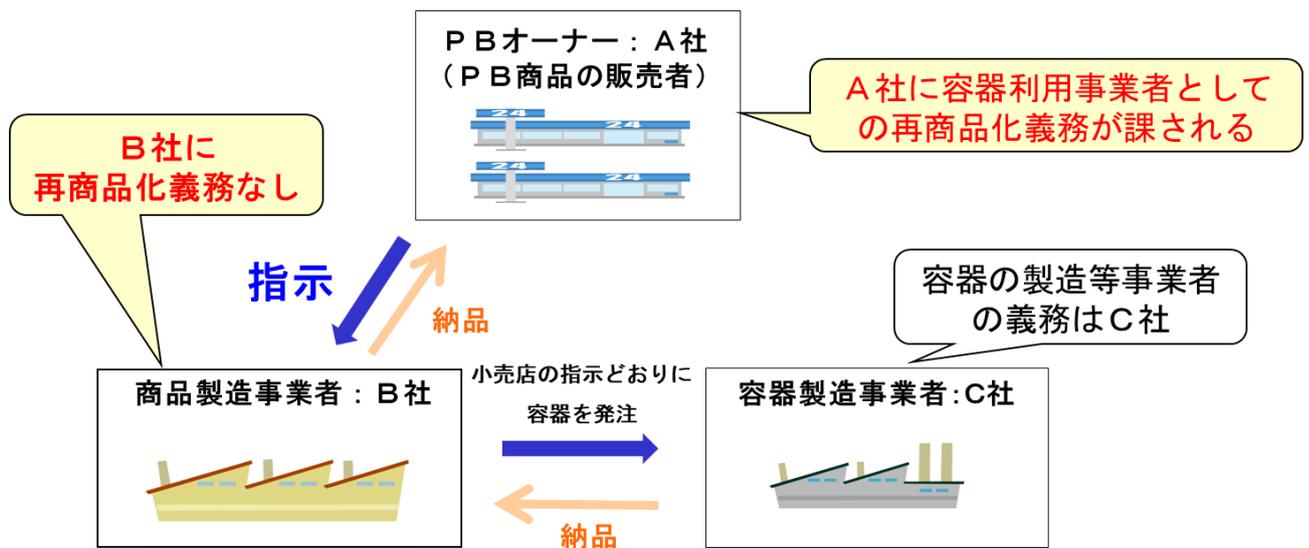
※算出根拠は「重要資料集」3ページをご参照ください。

3. 申込にあたっての注意事項（間違いやすい申込み事例）

多くの特定事業者の皆様におかれましては、法令に基づき、またCSR・コンプライアンス・SDGs等の観点から正しく義務を履行されていると思われます。しかしその一方で、当協会への申込みがない、または申込みがあったとしても間違った考え方で申込みをしているケースが散見されます。そのため、間違いやすい事例をご説明します。

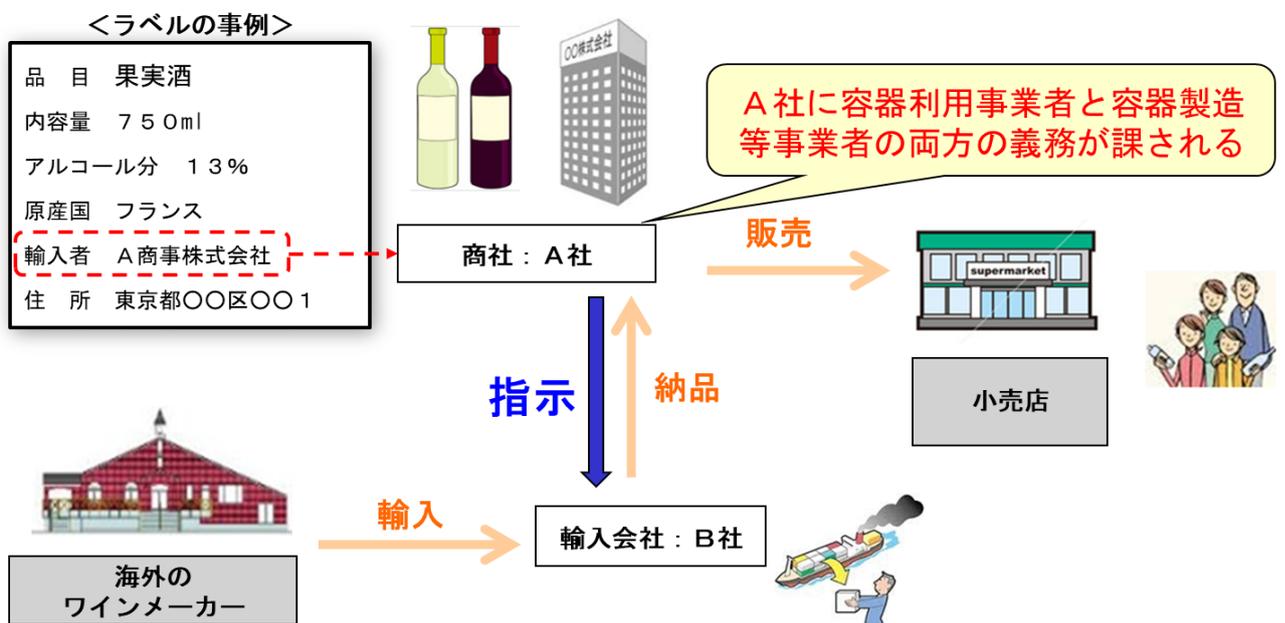
事例1：プライベートブランド（PB）商品の再商品化義務

容器の形状やデザイン、自社の商標の表示をプライベートブランド（PB）オーナー（下図A社）が指定する場合、PBオーナー（A社）に『容器利用事業者』の義務が課される。



事例2：輸入の委託・受託における再商品化義務

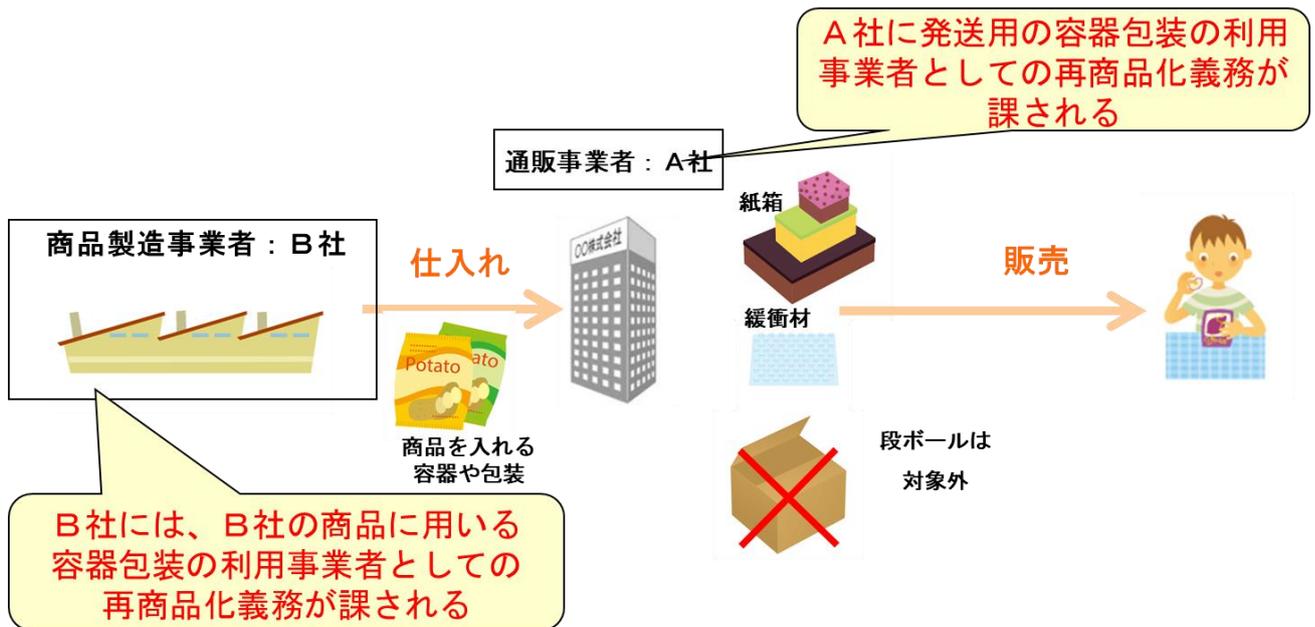
下図商社A社が輸入会社B社に対し、ボトル（ガラスびん）入りのワインの輸入を委託した場合、A社に容器利用事業者と容器製造等事業者の両方の義務が課される。



事例3：通信販売事業（ECサイト出店を含む）における再商品化の義務

ケース1 仕入れた商品を通信販売する場合

仕入れた商品を通信販売する場合、通信販売事業者には商品の発送用に利用する箱（段ボールを除く）や緩衝材（容器又は包装に該当）などの『容器利用事業者』の再商品化義務が課される。



ケース2 商品製造事業者が通信販売する場合

商品製造事業者が通信販売する場合、中身の商品に用いる容器や包装と併せて、商品の発送用に利用する箱（段ボールを除く）や緩衝材（容器又は包装に該当）などの両方について『容器包装利用事業者』の再商品化義務が課される。



4. 令和6年度の請求書に関するご連絡

- ① 令和6年度より「紙による請求書の送付を希望しない」ことを申込時に選択できるようになります。この選択により請求書は郵送されませんので、請求書発行の通知が送付されたタイミングで当協会オンラインシステムREINSへログインいただき、請求情報照会メニューよりダウンロードしていただくこととなります。

なお、各特定事業者の皆様が導入されているクラウド上での請求書システム等へ、当協会から請求情報をアップロードする等の個別対応はしておりませんのでご了承ください。

- ② 令和6年6月に請求する金額は、下表に記載した項目の合算金額（消費税等込み）となります。請求書においては、各項目に係る内訳の明細書を添付させていただき予定です。

<表 令和6年6月下旬に送付する「請求書」の内訳明細項目>

請求書の内訳明細項目	
令和6年度再商品化委託申込関連	1) 令和6年度実施委託料金
令和5年度再商品化委託申込関連	2) 令和5年度拠出委託料金
	3) 令和5年度実施委託料精算金
令和4年度再商品化委託申込関連	4) 令和4年度拠出委託料精算金
特定事業者への請求金額 = 1) + 2) - 3) - 4)	

5. 「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）における当協会登録番号

令和5年10月1日より、消費税の仕入控除税額の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されました。当協会の適格請求書発行事業者登録番号は以下のとおりです。

- 当協会登録番号 T3010405008741

6. 「市町村への資金拠出制度」のしくみ

事業者や市町村、消費者が連携して、社会全体としてリサイクル（再商品化）の合理化・効率化に取り組むという考え方に基づき、効率化が図られた場合は、その成果を事業者から市町村に拠出する、という容り法第10条の2に規定されている連携のしくみです。

具体的には、想定していたリサイクル（再商品化）費用（＝想定額）よりも実際にかかったリサイクル（再商品化）費用（＝現に要した費用）が少なく済んだ場合に、その差額の1/2に相当する金額を、事業者側から市町村側に拠出する制度です。残りの1/2は事業者の貢献による成果とみなされます。

各市町村への資金の配分は、質の高い分別収集・選別保管を促進するため、市町村ごとの分別基準適合物の質やこれによる再商品化費用の低減額を評価して行われます。

「市町村への資金拠出制度」のしくみについては、当協会のホームページをご確認ください。
当協会HOME → 市町村の皆様へ → 市町村への合理化拠出金制度
(URL : <https://www.jcpra.or.jp/municipality/contribution/tabid/384/>)